

下松市から転出される方へ



新しい住所地に住み始めた日から **14 日以内** に新住所の市区町村に転入届をしてください。

転入届には**転出証明書**もしくは転出処理済の**マイナンバーカード**が必要です。

その他、**印鑑**、**本人確認書類**（運転免許証、パスポート、資格確認書、在留カード、特別永住者証等）が必要な場合がありますので、新しい市区町村にご確認ください。

※マイナンバーカードをお持ちの方の転入手続は、カードと**暗証番号**の入力が必要です。

※代理人が転入手続をするときは、委任状が必要な場合があります。

【下記に該当する方は、それぞれの手続をしてください】

住所異動	手続	下松市では	担当課	新しい住所地では
印鑑登録		手続は不要です。 印鑑登録証（カード）は転出予定日をもって登録がなくなります。	市民課 住基マイナンバー係 本庁 1 階⑤窓口 Tel45-1822	必要であれば、新たに印鑑登録をしてください。
マイナンバーカード		手続は不要です。		カードを持参し、継続利用の手続をしてください。手続をしない場合はカードが失効します。

保険年金				
国民年金		転出時（国内の場合）の手続は不要です。海外への転出時は、事前にお問い合わせください。	保険年金課 年金係 本庁 1 階⑦窓口 Tel45-1824	基礎年金番号通知書又はマイナンバーカードを持参し、手続をしてください。
国民健康保険		資格確認書をお持ちの方は返却してください。転出予定日をもって資格がなくなります。	保険年金課 国民健康保険係 本庁 1 階⑧窓口 Tel45-1823	国民健康保険に加入する場合は、手続をしてください。
後期高齢者医療制度		資格確認書をお持ちの方は返却してください。新しい住所地で必要となる書類をお渡しする場合があります。		資格情報のお知らせ等の交付を受ける手続をしてください。

高齢者				
介護保険		介護保険証を返却してください。要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお渡しします。	高齢福祉課 介護保険係 本庁 1 階⑨窓口 Tel45-1831	要介護認定を受けている方は、受給資格証明書を提出してください。

障害福祉				
福祉医療・障害者		福祉医療費受給者証を返却してください。転出日が未来の場合は、その前日まで有効な受給者証をお渡しします。	障害福祉課 障害福祉係 本庁 1 階⑪窓口 Tel45-1835	新たに申請してください。所得・課税証明書が必要な場合があります。詳しくは転入先へお問い合わせください。
障害者手帳		手続は不要です。（転出先が入所施設等の場合は、下松市で手続が必要です。）		障害者手帳を持参し、住所変更の手続をしてください。
特別児童扶養手当		県外へ転出する場合は、県外転出予定届の提出が必要です。		住所変更の手続をしてください。
障害児福祉手当 特別障害者手当		資格喪失の手続をしてください。		新たに申請してください。

裏面もあります



こども	手続	下松市では	担当課	新しい住所地では
福祉医療 ・乳幼児 ・子ども ・ひとり親家庭		福祉医療費受給者証を返却または破棄してください。受給者証は、転出予定日の前日まで有効です。	こども未来課 こども政策係 文化健康センター2階 (中央町21-1) Tel45-1836	新たに申請してください。市区町村によって制度が異なるため、所得・課税証明書が必要な場合があります。転入先へお問い合わせください。
児童手当		受給者の転出に伴う手続は不要です。(児童のみの転出や受給者変更を伴う場合は手続が必要です)		転出予定日から15日以内に申請してください。
児童扶養手当		転出届を提出してください。	こども家庭課 相談支援係 文化健康センター2階 (中央町21-1) Tel45-1873	転入届を提出してください。
妊婦のための支援給付		手続は不要です。	こども家庭課 母子保健係 文化健康センター2階 (中央町21-1) Tel41-1022	未申請の方は転入先にお問い合わせください。
妊産婦健康診査 乳幼児健康診査 等		手続は不要です。転出日をもって受診できなくなります。		転入先にお問い合わせください。
保育所・幼稚園		通われている施設に退園届を提出してください。	こども未来課 保育幼稚園係 文化健康センター2階 (中央町21-1) Tel45-1879	継続して同じ施設に通う場合は、転入先で手続をしてください。
小中学校の転校手続		学校で転出手続をしてください。転出日と転校日が異なる場合は学校教育課学事係にご連絡ください。	学校教育課学事係 本庁5階④窓口 Tel45-1868	転入先にお問い合わせください。
小学校入学前手続		9月～3月の転出で来年度小学校に入学予定の方がいる場合は学校教育課学事係にご連絡ください。		

健康	手続	健康増進課 保健センター内 (中央町21-1) Tel41-1234	転入先にお問い合わせください。
がん検診・その他検診 予防接種 等	手続は不要です。 市の受診券・予診票が使用できるのは転出日の前日までです。		

税	税金 ・市県民税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税 ・固定資産税	国外に転出の場合は、納税管理人の選任が必要な場合があります。	・税務課市民税係 本庁1階③窓口 Tel45-1815 ・固定資産税係 本庁1階④窓口 Tel45-1816	詳しくは税務課の窓口へお問い合わせください。
---	---	--------------------------------	---	------------------------

その他	市営住宅	明渡届または同居親族等異動届を提出してください。	住宅建築課 本庁2階①窓口 Tel45-1851	
犬の登録(登録事項変更)	手続は不要です。		環境推進課環境保全係 本庁2階⑪窓口 Tel45-1826	転入先にお問い合わせください。 (マイクロチップ装着犬は指定登録機関への届出が別途必要)
水道・下水道 ※オンライン 手続可能		上下水道局料金センターへ連絡してください。	上下水道局 料金センター (本庁隣) Tel45-1883	使用開始の手続をしてください。

その他電気、電話、ガス、郵便、運転免許証等の住所変更手続が必要です。

下松市生活環境部市民課住基マイナンバー係

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号 Tel0833-45-1822

